

## 第5 評価の方法の基準（性能表示事項別）

### 1 構造の安定に関すること

#### 1 - 1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）

##### (1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等について適用する。

##### (2) 基本原則

###### イ 定義

「構造躯体」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう（以下1 - 1から1 - 4までにおいて同じ。）。

「極めて稀に発生する地震による力」とは、令第82条の6第5号に規定する地震力に相当する力をいう。

###### ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、極めて稀に発生する地震による力に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさとする。

各等級に要求される水準は、極めて稀に発生する地震による力に、次の表の(い)項に掲げる等級に応じて少なくとも(ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等しないこととする。

(い) 等級	(ろ) 倍率
3	1.50
2	1.25
1	1.00

##### (3) 評価基準

評価対象住戸が含まれる建築物（以下1において「建築物」という。）のうち令第36条第3項に規定する超高層建築物（以下単に「超高層建築物」という。）以外の建築物について、次のイからへまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条各号に定める基準に適合している建築物は、等級1を満たすものとすることができる。また、一の建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該建築物の等級とすること。

###### イ 限界耐力計算による場合

次の から まで（等級1への適合判定にあつては 及び ）に掲げる基準に適合していること。

令第82条の6第5号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同号中「当該地震力」とあるのは「当該地震力に評価方法基準第5の1 - 1(2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた地震力」とする。

令第 82 条の 6 第 1 号から第 5 号まで（ ）に基づく構造計算によって同条第 5 号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあっては、同条第 1 号から第 4 号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

令第 36 条第 2 項第 2 号に規定する耐久性等関係規定(令第 39 条第 1 項及び第 70 条の規定を除く。以下単に「耐久性等関係規定」という。 )に適合していること。

ロ 許容応力度等計算による場合

次の から まで（等級 1 への適合判定にあっては 及び ）に掲げる基準に適合していること。

建築物の地上部分について、令第 82 条の 4 第 1 号の規定によって計算した各階の水平力に対する耐力が、同条第 2 号の規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値以上であること。ただし、次の a 又は b のいずれかに適合し、かつ、次の c に適合している場合にあっては、この限りでない。

a 高さ 31m 以下の木造の建築物、鉄骨造の建築物又は鉄筋コンクリート造等の建築物（鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物又はこれらの構造を併用する構造の建築物をいう。以下同じ。 ）にあっては、昭和 55 年建設省告示第 1791 号第 1 から第 3 まで（第 3 第 3 号を除く。 ）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、第 1 第 1 号及び第 2 第 1 号中「地震力による応力の数値に」とあるのは「地震力による応力の数値に、評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率及び」とし、第 3 第 1 号及び第 2 号に掲げる式は、評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ、その右辺に (ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

b 令第 82 条の 2 に規定する特定建築物以外の建築物については、次の( )から( )までのいずれかに適合していること。

( ) 木造の建築物にあっては、令第 82 条第 1 号から第 3 号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであり、かつ、各階につき張り間方向及びけた行方向の偏心率が 0.3 以下であること。この場合において、同条第 2 号の表は、評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ、K の数値に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

( ) 鉄骨造の建築物にあっては、令第 82 条の 3 第 1 号及び第 2 号並びに昭和 55 年建設省告示第 1790 号第 4 号ホに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同号ホの規定中「○・三」とあるのは「○・四（水平力を負担する筋かいを設けた階（地階を除く。 ）を含む建築物にあっては○・五）に、評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ、(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値」と、「確かめられるもの」とあるのは「確かめられること」とする。

( ) 鉄筋コンクリート造等の建築物にあっては、昭和 55 年建設省告示第 1790 号第 5 号口の規定に適合していること。この場合において、同号口の規定中「適合するもの」とあるのは「適合すること」とし、同号口に掲げる式は、評価方法基準第 5 の 1 - 1

(2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

( ) 木造と鉄骨造を併用する建築物又は木造若しくは鉄骨造のうち1以上の構造と鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造を併用する建築物にあっては、木造の構造部分を有する階が( )の規定に、鉄骨造の構造部分を有する階が( )の規定に、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が( )の規定にそれぞれ適合していること。

c 鉄筋コンクリート造等の建築物並びに鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階にあっては、令第82条第1号から第3号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、同条第2号の表は、評価方法基準第5の1-1(2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ、Kの数値に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

令第3章第8節第1款及び第1款の2(令第82条第4号及び第82条の5並びに に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

令第3章第1節から第7節の2まで(令第39条、第60条、第62条の7及び第70条を除く。)の規定(住宅に関するものに限る。以下同じ。)に適合していること。

#### 八 令第81条ただし書に規定する構造計算による場合

次の から まで(等級1への適合判定にあっては 及び )の規定に適合していること。

壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物にあっては、建築物の地上部分について、昭和62年建設省告示第1598号第10イの規定によって計算した保有水平耐力が、同ロの規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第5の1-1(2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値以上であること。

プレストレストコンクリート造の建築物又はプレストレストコンクリート造と鉄筋コンクリート造その他の構造を併用する建築物(以下「プレストレストコンクリート造等の建築物」という。)については、次のaからdまでのいずれかに適合していること。

a 建築物の地上部分について、昭和58年建設省告示第1320号(以下bからdまでにおいて「告示」という。)第17イの規定によって計算した保有水平耐力が、同ロの規定によって計算した必要保有水平耐力に評価方法基準第5の1-1(2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値以上であること。

b 構造耐力上主要な部分における破壊に対する断面耐力が告示第16第2号イの表に掲げる組み合わせによる各応力の合計の数値以下であること。この場合において、表は、評価方法基準第5の1-1(2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ、Kの数値に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

c 次の( )又は( )のいずれかに適合し、かつ、( )に適合していること。

( ) 31m以下の建築物にあっては、建築物の地上部分について告示第16第1号イ及びロに定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、昭和55年建設省告示第1791号第3の第1号及び第2号に掲げる式は、評価方法基準第5の1-1(2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

( ) 告示第 15 イに掲げる建築物にあっては、同規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、告示第 15 イ(2)に掲げる式は、評価方法基準第 5 の 1 - 1(2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ、その右辺に(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

( ) 告示第 14 第 2 号イから八までに定めるところによりする構造計算によって確かめられた安全性を有するものであること。この場合において、同号八の表は、K の数値に評価方法基準第 5 の 1 - 1(2)ロ の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

d 告示第 15 ロに掲げる建築物にあっては、プレストレストコンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の構造部分を有する階が c ( )及び( )の規定に、その他の構造部分を有する階がロ b ( )の規定に適合していること。

令第 3 章第 8 節第 1 款及び第 1 款の 2 (令第 82 条第 4 号及び第 82 条の 5、又は に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに昭和 58 年建設省告示第 1320 号第 14 第 4 号を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

令第 3 章第 1 節及び第 2 節(令第 39 条を除く。)の規定に適合しており、かつ、壁式ラーメン鉄筋コンクリート造の建築物にあっては同章第 6 節及び昭和 62 年建設省告示第 1598 号第 1 から第 7 までの規定に、プレストレストコンクリート造等の建築物にあっては昭和 58 年建設省告示第 1320 号第 1 から第 13 までの規定に適合していること。

## 二 階数が 2 以下の木造の建築物における基準

建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物以外の木造の建築物のうち、階数が 2 以下のものについては、次の から まで(等級 1 への適合判定にあっては )に掲げる基準に適合していること。

令第 46 条第 4 項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十㎡を超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第 5 の 1 - 1(3)二 の表 1 の(い)項に掲げる軸組の種類に応じて当該軸組の長さに(ろ)項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表二に」とあるのは「表(等級 2 への適合判定にあっては評価方法基準第 5 の 1 - 1(3)二 の表 2 を、等級 3 への適合判定にあっては評価方法基準第 5 の 1 - 1(3)二 の表 3 をいう。以下この項において同じ。)に」と、「表二」とあるのは「表」と、「国土交通大臣が定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

表 1

	(い)	(ろ)
	軸組の種類	倍率
(1)	昭和 56 年建設省告示第 1100 号別表第 1 の(1)、(2)又は(10)の(い)欄に掲げる材料を、(ろ)欄に掲げる方法によって、柱及び間柱の片面に高さ 36cm 以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組(壁の高さが横架材間内法寸法の 10 分の 8 未満である場合にあっては、当該軸組の両端の柱の距離は 2 m 以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によって、柱及び間柱の片面に高さ 36cm 以上となるように打ち付けた壁を有するものとする。この表の(2)において同じ。)	昭和 56 年建設省告示第 1100 号別表第 1 (は)欄に掲げる数値に 0.6 を乗じた数に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値
(2)	木づくりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に高さ 36cm 以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組	0.5 に壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値
(3)	(1)又は(2)の壁をそれぞれ両面に設けた軸組	(1)又は(2)の数値の 2 倍
(4)	(1)及び(2)の壁を組み合わせた軸組	(1)及び(2)の数値の和
この表において、上下に離して同じ壁を設けた場合にあっては、「壁の高さ」は各々の壁の高さの和とする。		

表 2

建築物		一般地域	多雪区域		
			積雪 1 m	1 m ~ 2 m	2 m
令第 43 条 第 1 項の 表の(二) に掲げる 建築物	階数が 1 の 建築物	18 Z	34 Z	直線的に補 間した数値	50 Z
	階数が 2 の 建築物の 1 階	45 K <sub>1</sub> Z	(45 K <sub>1</sub> + 16) Z		(45 K <sub>1</sub> + 32) Z
	階数が 2 の 建築物の 2 階	18 K <sub>2</sub> Z	34 K <sub>2</sub> Z		50 K <sub>2</sub> Z
令第 43 条 第 1 項の 表の(一) 又は(三) に掲げる 建築物	階数が 1 の 建築物	25 Z	41 Z		57 Z
	階数が 2 の 建築物の 1 階	58 K <sub>1</sub> Z	(58 K <sub>1</sub> + 16) Z		(58 K <sub>1</sub> + 32) Z
	階数が 2 の 建築物の 2 階	25 K <sub>2</sub> Z	41 K <sub>2</sub> Z		57 K <sub>2</sub> Z

- 1 上記において、 $K_1$ 、 $K_2$ 、 $R_f$ 及び $Z$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。  
 $K_1 : 0.4 + 0.6 R_f$   
 $K_2 : 1.3 + 0.07 / R_f$  ( $R_f$ が0.1を下回る場合は、2.0とする。)  
 $R_f$  : 2階の床面積の1階の床面積に対する割合  
 $Z$  : 令第88条に規定する地震地域係数
- 2 屋根に雪止めがなく、かつ、その勾配が20度を超える建築物又は雪おろしを行う慣習のある地方における建築物については、垂直積雪量がそれぞれ次のイ又はロに定める数値の区域に存する建築物とみなしてこの表の多雪区域の項を適用した場合における数値とすることができるものとする。この場合において、垂直積雪量が1m未満の区域に存する建築物とみなされるものについては、多雪区域の積雪1mの項の数値と積雪2mの項の数値とを直線的に延長した数値とすること。  
イ 令第86条第4項に規定する屋根形状係数を垂直積雪量に乘じ、0.93で除した数値  
ロ 令第86条第6項の規定により積雪荷重の計算に用いられる垂直積雪量の数値
- 3 この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。
- 4 1から3までにかかわらず、当該建築物に作用する荷重を考慮して、計算により、必要壁量を設定することができるものとする。

表3

建築物		一般地域	多雪区域		
			積雪1m	1m～2m	2m
令第43条第1項の表の(二)に掲げる建築物	階数が1の建築物	22Z	41Z	直線的に補間した数値	60Z
	階数が2の建築物の1階	54 $K_1$ Z	(54 $K_1$ +20)Z		(54 $K_1$ +39)Z
	階数が2の建築物の2階	22 $K_2$ Z	41 $K_2$ Z		60 $K_2$ Z
令第43条第1項の表の(一)又は(三)に掲げる建築物	階数が1の建築物	30Z	50Z	直線的に補間した数値	69Z
	階数が2の建築物の1階	69 $K_1$ Z	(69 $K_1$ +20)Z		(69 $K_1$ +39)Z
	階数が2の建築物の2階	30 $K_2$ Z	50 $K_2$ Z		69 $K_2$ Z
この表においては、表2の1から4までの規定を準用する。					

各階の張り間方向及び桁行き方向の耐力壁線(次のa又はbに該当するものをいう。以下同じ。)の相互の間隔が、8m以下(各方向で筋かいを含まない壁その他同等のじん性がある壁のみを用いる場合にあっては、12m以下とすることができる。)であること。この場合において、耐力壁線から直交する方向に1m以内の耐力壁(令第46条第4項の表1の軸組の種類に掲げるもの又は表1の(イ)項に掲げるものに該当する壁をいう。以下同じ。)は同一線上にあるものとみなすことができる。

- a 各階の張り間方向及び桁行き方向において、外壁線の最外周を通る平面上の線  
b 各階の張り間方向及び桁行き方向において、床の長さの10分の6の長さ以上で、かつ、

4 m以上の有効壁長（耐力壁の長さに当該壁の倍率を乗じた値をいう。以下同じ。）を有する平面上の線

各階の張り間方向及び桁行き方向において、耐力壁線で挟まれるそれぞれの床の床組又は屋根の小屋組及び屋根面（1階にあっては2階の床の床組又は1階の屋根の小屋組及び屋根面を、2階にあっては2階の屋根の小屋組及び屋根面をいう。以下「床組等」という。）は、次の式1によって算出した必要床倍率以上の存在床倍率を有する構造方法であること。この場合において、次の表の(い)項に掲げる床組等の構造方法は、(ろ)項に掲げる存在床倍率（当該耐力壁線の方に異なる構造方法の床組等が含まれる場合は次の式2によって算出した存在床倍率とし、当該耐力壁線に直向する方に異なる構造方法の床組等が含まれる場合は最も数値の低い部分の存在床倍率とする。以下同じ。）を有するものとする。ただし、床組等に用いる材料の強度を考慮して計算により存在床倍率を定める場合にあっては、この限りでない。

$$(式1) \quad Q_N = \quad \cdot C_E \cdot l$$

この式において  $Q_N$ 、 $C_E$  及び  $l$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

$Q_N$  当該床組等に求められる必要床倍率  
 当該床組等が接する当該階の外壁線である耐力壁線が  $b$  に該当しない場合は 2.0 と、1階において当該床組等の中間に2階の耐力壁線がない場合は 0.5 と、その他の場合は 1.0 とする。

$C_E$  当該階の当該方向における の表2又は表3の数値を200で除した値

$l$  当該床組等が接する耐力壁線の相互の間隔（単位 m）

$$(式2) \quad Q_E = ( Q_{Ei} \cdot L_i ) / L_i$$

この式において、 $Q_E$ 、 $Q_{Ei}$  及び  $L_i$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

$Q_E$  当該床組等有する存在床倍率

$Q_{Ei}$  当該床組等のうち構造方法が異なるそれぞれの部分が有する存在床倍率（吹き抜けとなる部分は0とする。）

$L_i$  それぞれの部分の当該耐力壁線方向の長さ

	(い) 床組等の構造方法	(ろ) 存在床倍率
(1)	厚さ 12mm 以上の構造用合板又は構造用パネル（ 1 級又は 2 級のものに限る。 ）を、根太（根太相互の間隔が 340mm 以下の場合に限る。 ）に対し、鉄丸釘 N50 を用いて 150mm 以下の間隔で打ち付けた床組等	1
(2)	厚さ 12mm 以上の構造用合板又は構造用パネル（ 1 級又は 2 級のものに限る。 ）を、根太（根太相互の間隔が 500mm 以下の場合に限る。 ）に対し、鉄丸釘 N50 を用いて 150mm 以下の間隔で打ち付けた床組等	0.7
(3)	(1)又は(2)の床組等において、横架材上端と根太上端の高さの差を根太せいの 2 分の 1 以下としたもの	(1)又は(2)の倍率に 1.6 を乗じた数値
(4)	(1)又は(2)の床組等において、横架材上端と根太上端の高さを同一に納めたもの	(1)又は(2)の倍率に 2 を乗じた数値
(5)	厚さ 24mm 以上の構造用合板を用い、その四周をはり等の横架材又は構造用合板の継ぎ手部分に補強のために設けられた受け材に対し、鉄丸釘 N75 を用いて 15cm 以下の間隔で打ち付けた床組等	3
(6)	厚さ 24mm 以上の構造用合板を用い、はり等の横架材に対し、構造用合板の短辺の外周部分に各 1 列、その間に 1 列以上となるように、鉄丸釘 N75 を用いて 15cm 以下の間隔で打ち付けた床組等( はり等の横架材の間隔が 1 m 以下の場合に限る。 )	1.2
(7)	厚さ 12mm 以上、幅 180mm 以上の板材を、根太（根太相互の間隔が 340mm 以下の場合に限る。 ）に対し、鉄丸釘 N50 を用いて 150mm 以下の間隔で打ち付けた床組等	0.3
(8)	厚さ 12mm 以上、幅 180mm 以上の板材を、根太（根太相互の間隔が 500mm 以下の場合に限る。 ）に対し、鉄丸釘 N50 を用いて 150mm 以下の間隔で打ち付けた床組等	0.2
(9)	(7)又は(8)の床組等において、横架材上端と根太上端の高さの差を根太せいの 2 分の 1 以下としたもの	(7)又は(8)の倍率に 1.2 を乗じた数値
(10)	(7)又は(8)の床組等において、横架材上端と根太上端の高さを同一に納めたもの	(7)又は(8)の倍率に 1.3 を乗じた数値
(11)	厚さ 9 mm 以上の構造用合板又は構造用パネル（ 1 級、 2 級又は 3 級のものに限る。 ）を、たる木に対し、鉄丸釘 N50 を用いて 150mm 以下の間隔で打ち付けた屋根面で、勾配が 45 度以下のもの	0.5
(12)	(11)の屋根面において、勾配が 30 度以下のもの	0.7
(13)	厚さ 9 mm 以上、幅 180mm 以上の板材を、たる木に対し、鉄丸釘 N50 を用いて 150mm 以下の間隔で打ち付けた屋根面で、勾配が 45 度以下のもの	0.1
(14)	(13)の屋根面において、勾配が 30 度以下のもの	0.2
(15)	断面の短辺が 90mm 以上の製材又はこれと同等の耐力を有する火打ち材を、平均して 5 m <sup>2</sup> ごとに 1 本以上となるよう配置した床組等（主たる横架材（火打ち材に取り付くものをいう。以下同じ。 ）のせいが 105mm 以上のものに限る。 ）	0.15



(16)	(15)の床組等において、火打ち材を、平均して 3.3 m <sup>2</sup> ごとに 1 本以上となるよう配置したもの	0.3
(17)	(15)の床組等において、火打ち材を、平均して 2.5 m <sup>2</sup> ごとに 1 本以上となるよう配置したもの	0.5
(18)	(15)、(16)又は(17)の床組等において、主たる横架材のせいが 150mm 以上のもの	(15)、(16)又は(17)の倍率に 1.2 を乗じた数値
(19)	(15)、(16)又は(17)の床組等において、主たる横架材のせいが 240mm 以上のもの	(15)、(16)又は(17)の倍率に 1.6 を乗じた数値
(20)	(1)から(10)に掲げる構造方法の 1、(11)から(14)に掲げる構造方法の 1 及び(15)から(19)に掲げる構造方法の 1 のうち、2 つ以上を併用した床組等	それぞれの倍率の和
この表において、「構造用合板」は構造用合板の日本農林規格（昭和 44 年農林省告示第 1371 号）に規定する特類又は 1 類を、「構造用パネル」は構造用パネルの日本農林規格（昭和 62 年農林水産省告示第 360 号）に規定する 1 級、2 級又は 3 級を、「鉄丸釘 N50」は日本工業規格 A 5508 に定める N 50 又はこれと同等の品質を有するくぎをいう。		

継手及び仕口の構造方法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、令第 82 条第 1 号から第 3 号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有する場合にあっては、この限りでない。

a 胴差の仕口の接合方法が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの又はこれらと同等の引張耐力を有するものであること。

( ) 胴差を通し柱に継ぐ場合 胴差を通し柱にかたぎ大入れ短ほぞ差しとし、厚さ 3.2mm の鋼板添え板に径 12mm のボルトを溶接した金物を用い、胴差に対して径 12mm のボルト締め、通し柱に対して厚さ 4.5mm、40mm 角の角座金を介してナット締めをしたもの

( ) 通し柱をはさんで胴差相互を継ぐ場合 胴差を通し柱にかたぎ大入れ短ほぞ差しとし、厚さ 3.2mm の鋼板添え板を用い、双方の胴差に対してそれぞれ径 12mm のボルト締めとしたもの

( ) ( ) 及び ( ) の接合部の近傍に令第 46 条第 4 項の表 1 (五) 項に掲げる筋かいが当たり、かつ、当該通し柱が出隅にあり、又は当該筋かいを含む軸組が外壁に直交して接する場合 厚さ 3.2mm の鋼板添え板を用い、胴差に対して径 12mm のボルト 3 本、通し柱に対して当該鋼板添え板に止め付けた径 16mm のボルトを介して緊結したもの

b 床組等の建物外周に接する部分の継手及び仕口のうち、次に掲げるものにあつては次の式によって算出した必要接合部倍率（0.7 を下回る場合にあっては 0.7 とする。）以上の存在接合部倍率を、その他のものにあつては 0.7 以上の存在接合部倍率をそれぞれ有する構造方法であること。この場合において、次の表の(イ)項に掲げる継手及び仕口の構造方法は、(ロ)項に掲げる存在接合部倍率を有するものとする。ただし、床組等の種別及び配置を考慮して、当該継手及び仕口の部分に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

( ) 2 階の外壁と接する 1 階の小屋組及び屋根面において、当該小屋組及び屋根面の

2階の外壁側の両端の仕口

- ( ) 耐力壁線までの距離が 1.5m を超える位置にある入り隅部分の床組等の仕口
- ( ) 相互の間隔が 4 m を超える耐力壁線に挟まれる床組等の中間にある胴差及び軒桁の継手及び仕口

$$T = 0.185 \times Q_E \times l$$

この式において、 $T$ 、 $Q_E$  及び  $l$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$T$  当該継手及び仕口の必要接合部倍率

$Q_E$  当該継手及び仕口に接する床組等の有する存在床倍率

$l$  当該床組等が接する耐力壁線の相互の間隔 (単位 m)

	(い)	(ろ)
	継手及び仕口の構造方法	存在接合部倍率
(1)	長ほぞ差し込み栓打ち (込み栓にかた木を用いたものに限る。) としたものの又はこれと同等の接合方法としたもの	0.7
(2)	厚さ 2.3mm の T 字型の鋼板添え板を用い、双方の部材にそれぞれ長さ 6.5cm の太め鉄丸くぎを 5 本平打ちしたもの若しくは厚さ 2.3mm の V 字型の鋼板添え板を用い、双方の部材にそれぞれ長さ 9cm の太め鉄丸くぎを 4 本平打ちとしたもの又はこれらと同等の接合方法としたもの	1.0
(3)	厚さ 3.2mm の鋼板添え板に径 12mm のボルトを溶接した金物を用い、一方の部材に対して径 12mm のボルト締め、他方の部材に対して厚さ 4.5mm、40mm 角の角座金を介してナット締めをしたもの若しくは厚さ 3.2mm の鋼板添え板を用い、双方の部材に対してそれぞれ径 12mm のボルト締めとしたもの又はこれらと同等の接合方法としたもの	1.4
(4)	厚さ 3.2mm の鋼板添え板に径 12mm のボルトを溶接した金物を用い、一方の部材に対して径 12mm のボルト締め及び長さ 50mm、径 4.5mm のスクリーナ釘打ち、他方の部材に対して厚さ 4.5mm、40mm 角の角座金を介してナット締めしたもの若しくは厚さ 3.2mm の鋼板添え板を用い、双方の部材に対してそれぞれ径 12mm のボルト締め及び長さ 50mm、径 4.5mm のスクリーナ釘打ちとしたもの又はこれらと同等の接合方法としたもの	1.6
(5)	双方の部材を腰掛けあり若しくは大入れあり掛けで接合し、厚さ 3.2mm の鋼板添え板に径 12mm のボルトを溶接した金物を用い、一方の部材に対して径 12mm のボルト締め、他方の部材に対して厚さ 4.5mm、40mm 角の角座金を介してナット締めしたもの若しくは双方の部材を腰掛けあり若しくは大入れあり掛けで接合し、厚さ 3.2mm の鋼板添え板を用い、双方の部材に対してそれぞれ径 12mm のボルト締めとしたもの又はこれらと同等の接合方法としたもの	1.9

(6)	双方の部材を腰掛けあり若しくは大入れあり掛けで接合し、厚さ 3.2mm の鋼板添え板に径 12mm のボルトを溶接した金物 2 個を用い、一方の部材に対して径 12mm のボルト締め、他方の部材に対して 2 個の金物それぞれについて厚さ 4.5mm、40mm 角の角座金を介してナット締めしたもの若しくは双方の部材を腰掛けあり若しくは大入れあり掛けで接合し、厚さ 3.2mm の鋼板添え板 2 枚を用い、双方の部材に対してそれぞれ径 12mm のボルト締めとしたもの又はこれらと同等の接合方法としたもの	3.0
(7)	厚さ 3.2mm の鋼板添え板を用い、一方の部材に対して径 12mm のボルト 2 本、他方の部材に対して当該鋼板添え板に止め付けた径 16mm のボルトを介して緊結したもの又はこれと同等の接合方法としたもの	1.8
(8)	厚さ 3.2mm の鋼板添え板を用い、一方の部材に対して径 12mm のボルト 3 本、他方の部材に対して当該鋼板添え板に止め付けた径 16mm のボルトを介して緊結したもの又はこれと同等の接合方法としたもの	2.8
(9)	厚さ 3.2mm の鋼板添え板を用い、一方の部材に対して径 12mm のボルト 4 本、他方の部材に対して当該鋼板添え板に止め付けた径 16mm のボルトを介して緊結したもの又はこれと同等の接合方法としたもの	3.7
(10)	厚さ 3.2mm の鋼板添え板を用い、一方の部材に対して径 12mm のボルト 5 本、他方の部材に対して当該鋼板添え板に止め付けた径 16mm のボルトを介して緊結したもの又はこれと同等以上の接合方法としたもの	4.7
(11)	(8)に掲げる仕口を 2 組用いたもの	5.6

常時又は積雪時に建築物に作用する固定荷重（令第 84 条に規定する固定荷重をいう。以下同じ。）及び積載荷重（令第 85 条に規定する積載荷重をいう。以下同じ。）並びに積雪時に建築物に作用する積雪荷重（令第 86 条に規定する積雪荷重をいう。ホ b（ ）において同じ。）による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わり、かつ、地震力及び風圧力に対し上部構造から伝達される引張り力に対して基礎の耐力が十分であるように、小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種別、寸法、量及び間隔が設定されていること。

令第 3 章第 1 節から第 3 節まで（令第 39 条及び第 48 条を除く。）の規定に適合していること。

#### ホ 枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の建築物については、次の から まで（等級 1 への適合判定にあつては 及び ）に掲げる基準に適合していること。

次の a 又は b のいずれかに適合していること。

a 昭和 57 年建設省告示第 56 号（以下ホにおいて「告示」という。）第 9 第 2 号又は第 3 号の規定に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第 2 号の表は、K の数値に評価方法基準第 5 の 1 - 1 (2)口 の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

b 告示第 5 第 4 号の規定に適合しており、かつ、次の規定に適合していること。この場合において、同号中「次の表二」とあるのは「等級 2 への適合判定にあつては評価方法

基準第5の1-1(3)二の表2、等級3への適合判定にあつては評価方法基準第5の1-1(3)二の表3」とする。

( ) たて枠上下端の接合部に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えていないものであることが、当該接合部の周囲の耐力壁の種類及び配置を考慮して確認されていること。

( ) 常時又は積雪時に建築物に作用する固定荷重及び積載荷重並びに積雪時に建築物に作用する積雪荷重による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わり、かつ、地震力及び風圧力に対し上部構造から伝達される引張り力に対して基礎の耐力が十分であるように、小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種類、寸法、量及び間隔が設定されていること。

令第3章第8節第1款及び第1款の2(令第82条第4号及び第82条の5並びに )に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

令第36条から第38条までの規定及び告示の規定に適合していること。

#### へ 丸太組構法の建築物における基準

丸太組構法の建築物については、次の 及び (等級1への適合判定にあつては )に掲げる基準に適合していること。

昭和61年建設省告示第859号(において「告示」という。)第4の第11号八の規定に適合していること。この場合において、 $S_k$ の値に評価方法基準第5の1-1(2)口の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとする。

令第36条から第38条までの規定及び告示の規定に適合していること。

### 1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)

#### (1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等に適用する。

#### (2) 基本原則

##### イ 定義

「稀に発生する地震による力」とは、令第88条第2項及び第4項に規定する地震力に相当する力をいう。

##### ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、稀に発生する地震による力に対する構造躯体の損傷の生じにくさとする。

各等級に要求される水準は、稀に発生する地震による力に、次の表の(い)項に掲げる等級に応じて少なくとも(ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体に損傷が生じないこととする。

(い) 等級	(ろ) 倍率
3	1.50
2	1.25
1	1.00

(3) 評価基準

建築物のうち超高層建築物以外の建築物について、次のイからへまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している建築物は、等級 1 を満たすものとするができる。また、一の建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該建築物の等級とすること。

イ 限界耐力計算による場合

次の から まで(等級 1 への適合判定にあつては 及び )に掲げる基準に適合していること。

令第 82 条の 6 第 3 号及び第 4 号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同条第 3 号八中「水平方向に生ずる力」とあるのは「水平方向に生ずる力に評価方法基準第 5 の 1 - 2 (2)口 の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じたもの」と、同条第 4 号中「それぞれ」とあるのは「それぞれの応力度に評価方法基準第 5 の 1 - 2 (2)口 の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて得た数値が」とする。

令第 82 条の 6 第 1 号から第 5 号まで( に基づく構造計算によって同条第 3 号及び第 4 号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、同条第 1 号、第 2 号及び第 5 号)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

耐久性等関係規定に適合していること。

ロ 許容応力度等計算による場合

次の から まで(等級 1 への適合判定にあつては 及び )に掲げる基準に適合していること。

令第 82 条第 1 号から第 3 号まで及び第 82 条の 2 に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第 2 号の表は、K の数値に評価方法基準第 5 の 1 - 2 (2)口 の表の(い)項に掲げる等級に応じて(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとし、令第 82 条の 2 中「第 88 条第 1 項に規定する地震力」とあるのは「第 88 条第 1 項に規定する地震力に評価方法基準第 5 の 1 - 2 (2)口 の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた地震力」とする。

令第 3 章第 8 節第 1 款及び第 1 款の 2 (令第 82 条第 4 号及び第 82 条の 5 並びに に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。)に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 まで(令第 39 条、第 60 条、第 62 条の 7及び第 70 条を除く。)の規定に適合していること。

ハ プレストレストコンクリート造等の建築物における基準

プレストレストコンクリート造等の建築物については、次の から まで（等級 1 への適合判定にあつては 及び ）に掲げる基準に適合していること。

昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下八において「告示」という。）第 14 第 1 号から第 3 号まで及び第 15 に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第 14 第 2 号の八の表は、K の数値に評価方法基準第 5 の 1 - 2 (2) 口 の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて、令第 82 条第 2 号の表は、K の数値に評価方法基準第 5 の 1 - 2 (2) 口 の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じて適用するものとし、第 15 中「第 88 条第 1 項に規定する地震力」とあるのは「第 88 条第 1 項に規定する地震力に評価方法基準第 5 の 1 - 2 (2) 口 の表の(い)項に掲げる等級に応じ(ろ)項に掲げる数値以上の倍率を乗じた地震力」とする。

令第 3 章第 8 節第 1 款及び第 1 款の 2（令第 82 条第 4 号及び第 82 条の 5、 に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第 14 第 4 号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

令第 3 章第 1 節及び第 2 節（令第 39 条を除く。）並びに告示第 1 から第 13 までの規定に適合していること。

## 二 階数が 2 以下の木造の建築物における基準

建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物以外の木造の建築物のうち、階数が 2 以下のものについては、1 - 1 (3) 二 から まで（等級 1 への適合判定にあつては ）に掲げる基準に適合していること。

## ホ 枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の建築物については、1 - 1 (3) ホ から まで（等級 1 への適合判定にあつては 及び ）に掲げる基準に適合していること。

## ハ 丸太組構法の建築物における基準

丸太組構法の建築物については、1 - 1 (3) ハ 及び （等級 1 への適合判定にあつては ）に掲げる基準に適合していること。

## 1 - 3 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

### (1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等に適用する。

### (2) 基本原則

#### イ 定義

「稀に発生する暴風による力」とは、令第 87 条に規定する風圧力に相当する力をいう。

「極めて稀に発生する暴風による力」とは、稀に発生する暴風による力の 1.6 倍に相当する力をいう。

#### ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、極めて稀に発生する暴風による力に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び稀に発生する暴風による力に対する構造躯体の損傷の生じにくさとする。

各等級に要求される水準は、極めて稀に発生する暴風による力に、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ少なくとも(ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等せず、かつ、稀に発生する暴風による力に、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ少なくとも(ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体に損傷が生じないこととする。

(い) 等級	(ろ) 倍率
2	1.2
1	1.0

### (3) 評価基準

建築物のうち超高層建築物以外の建築物について、次のイからへまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している建築物は、等級 1 を満たすものとすることができる。また、一の建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該建築物の等級とすること。

#### イ 限界耐力計算による場合

等級 2 への適合判定にあつては次の から まで、等級 1 への適合判定にあつては次の 及び に掲げる基準に適合していること。

令第 82 条の 6 第 1 号及び第 2 号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第 2 号の表及び第 82 条の 6 第 2 号の表は、W の数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

令第 82 条の 6 第 1 号から第 5 号まで( に基づく構造計算によって同条第 1 号及び第 2 号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、同条第 3 号から第 5 号まで) に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

耐久性等関係規定に適合していること。

#### ロ 許容応力度等計算による場合

等級 2 への適合判定にあつては次の から まで、等級 1 への適合判定にあつては次の 及び に掲げる基準に適合していること。

令第 82 条第 1 号から第 3 号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第 2 号の表は、W の数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

令第 3 章第 8 節第 1 款及び第 1 款の 2 (令第 82 条第 4 号及び第 82 条の 5 並びに に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。) に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 まで(令第 39 条、第 60 条、第 62 条の 7 及び第 70 条を除く。)の規定に適合していること。

#### ハ プレストレストコンクリート造等の建築物における基準

プレストレストコンクリート造等の建築物については、等級 2 への適合判定にあつては次の から まで、等級 1 への適合判定にあつては次の 及び に掲げる基準に適合していること。

昭和 58 年建設省告示第 1320 号（以下八において「告示」という。）第 14 第 1 号から第 3 号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第 14 の第 2 号八の表は、W の数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用し、令第 82 条第 2 号の表は、W の数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

令第 3 章第 8 節第 1 款及び第 1 款の 2（令第 82 条第 4 号及び第 82 条の 5、 に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第 14 第 4 号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

令第 3 章第 1 節及び第 2 節の規定並びに告示第 1 から第 13 までの規定に適合していること。

## 二 階数が 2 以下の木造の建築物における基準

建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる建築物以外の木造の建築物のうち、階数が 2 以下のものについては、等級 2 への適合判定にあつては次の 及び 、等級 1 への適合判定にあつては 1 - 1 (3)二 に掲げる基準に適合していること。

令第 46 条第 4 項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十㎡を超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第 5 の 1 - 1 (3)二 の表 1 の(い)項に掲げる軸組の種類に応じて当該軸組の長さに(ろ)項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表三」とあるのは「評価方法基準第 5 の 1 - 3 (3)二 の表」と、「国土交通大臣が定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

令第 87 条に規定する風速（単位 m / s）	30	32	34	36	38	40	42	44	46
見付面積に乗ずる数値	53	60	67	76	84	93	103	113	123
上記にかかわらず、当該建築物に作用する荷重を考慮して、構造計算により、必要壁量を設定することができるものとする。									

1 - 1 (3)二 から までの規定に適合していること。この場合において、1 - 1 (3)二 の式 1 は次の式とする。

$$Q_N = \quad \cdot C_w \cdot l / L$$

この式において  $Q_N$ 、 $\quad$ 、 $C_w$ 、 $l$  及び  $L$  は、それぞれ次の値を表すものとする。

$Q_N$  1 - 1 (3)二 に同じ。

$\quad$  1 - 1 (3)二 に同じ。

$C_w$  当該階の当該方向において適用される上記の表の見付面積に乗ずる数値に、階数が 2 の建築物の 2 階又は階数が 1 の建築物にあつては 0.014 を、階数が 2 の建築物の 1 階にあつては 0.028 を乗じて得た値

$l$  1 - 1 (3)二 に同じ。

$L$  当該床組等の当該耐力壁線方向の長さ（単位 m）

## ホ 枠組壁工法の建築物における基準

枠組壁工法の建築物については、等級 2 への適合判定にあつては次の から まで、等級 1 への適合判定にあつては次の 及び に掲げる基準に適合していること。

次の a 又は b のいずれかに適合していること。



a 昭和 57 年建設省告示第 56 号（以下ホにおいて「告示」という。）第 9 第 1 号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、令第 82 条第 2 号の表は、W の数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとし、告示第 9 第 1 号(3)中「令第 87 条第 1 項に規定する風圧力」とあるのは「令第 87 条第 1 項に規定する風圧力に 1.2 以上の数値を乗じた風圧力」とする。

b 告示第 5 第 4 号の規定に適合しており、かつ、1 - 1(3)ホ b( )及び( )の規定に適合していること。この場合において、同号中「次の表三」とあるのは「評価方法基準第 5 の 1 - 3 二 の表」とする。

令第 3 章第 8 節第 1 款及び第 1 款の 2（令第 82 条第 4 号及び第 82 条の 5 並びに に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

令第 36 条から第 38 条までの規定及び告示の規定に適合していること。

#### へ 丸太組構法の建築物における基準

丸太組構法の建築物については、等級 2 への適合判定にあつては次の 及び 、等級 1 への適合判定にあつては次の に掲げる基準に適合していること。

昭和 61 年建設省告示第 859 号（において「告示」という。）第 4 の第 11 号八の規定に適合していること。この場合において、 $S_w$  の値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

令第 36 条から第 38 条までの規定及び告示の規定に適合していること

### 1 - 4 耐積雪等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

#### (1) 適用範囲

令第 86 条第 2 項に規定する多雪区域に存する一戸建ての住宅及び共同住宅等に適用する。

#### (2) 基本原則

##### イ 定義

「稀に発生する積雪による力」とは、令第 86 条に規定する積雪荷重に相当する力をいう。

「極めて稀に発生する積雪による力」とは、稀に発生する積雪による力の 1.4 倍に相当する力をいう。

##### ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、極めて稀に発生する積雪による力に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び稀に発生する積雪による力に対する構造躯体の損傷の生じにくさとする。

各等級に要求される水準は、極めて稀に発生する積雪による力に、次の表の(い)項に掲げる等級ごとに少なくとも(ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体が倒壊、崩壊等せず、かつ、稀に発生する積雪による力に、次の表の(い)項に掲げる等級ごとに少なくとも(ろ)項に掲げる倍率を乗じて得た数値となる力の作用に対し、構造躯体に損傷が生じないこととする。

(い) 等級	(ろ) 倍率
2	1.2
1	1.0

### (3) 評価基準

建築物のうち超高層建築物以外の建築物について、次のイからニまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第 20 条各号に定める基準に適合している建築物は、等級 1 を満たすものとしてすることができる。また、一の建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該建築物の等級とすること。

#### イ 限界耐力計算による場合

等級 2 への適合判定にあつては次の から まで、等級 1 への適合判定にあつては次の 及び に掲げる基準に適合していること。

令第 82 条の 6 第 1 号及び第 2 号に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第 82 条第 2 号の表及び第 82 条の 6 第 2 号の表は、積雪時に限って、S の数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用すること。

令第 82 条の 6 第 1 号から第 5 号まで( に基づく構造計算によって同条第 1 号及び第 2 号に基づく構造計算と同等の安全さが確かめられた場合にあつては、同条第 3 号から第 5 号まで) に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。

耐久性等関係規定に適合していること。

#### ロ 許容応力度等計算による場合

等級 2 への適合判定にあつては次の から まで、等級 1 への適合判定にあつては次の 及び に掲げる基準に適合していること。

令第 82 条第 1 号から第 3 号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、同条第 2 号の表は、積雪時に限って、S の数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

令第 3 章第 8 節第 1 款及び第 1 款の 2 (令第 82 条第 4 号及び第 82 条の 5 並びに に基づく構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定を除く。) に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

令第 3 章第 1 節から第 7 節の 2 まで(令第 39 条、第 60 条、第 62 条の 7及び第 70 条を除く。)の規定に適合していること。

#### ハ プレストレストコンクリート造等の建築物における基準

プレストレストコンクリート造等の建築物については、等級 2 への適合判定にあつては次の から まで、等級 1 への適合判定にあつては次の 及び に掲げる基準に適合していること。

昭和 58 年建設省告示第 1320 号(以下ハにおいて「告示」という。)第 14 第 1 号から第 3 号までに定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。この場合において、告示第 14 第 2 号ハの表は、積雪時に限って、S の数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとし、令第 82 条第 2 号の表は、積雪時に限って、S の数値に 1.2 以上の数値を乗じて適用するものとする。

令第3章第8節第1款及び第1款の2（令第82条第4号及び第82条の5、に基づき構造計算により同等以上の安全さが確かめられた構造計算に関する規定並びに告示第14第4号を除く。）に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有するものであること。

令第3章第1節及び第2節の規定並びに告示第1から第13までの規定に適合していること。

## 二 階数が2以下の木造の建築物における基準

建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の建築物のうち、階数が2以下のものについては、等級2への適合判定にあつては次の及び、等級1への適合判定にあつては次のに掲げる基準に適合していること。

常時又は積雪時に建築物に作用する固定荷重及び積載荷重並びに積雪時に建築物に作用する積雪荷重（令第86条に規定する積雪荷重に1.2以上の数値を乗じたものをいう。）による力が、上部構造及び基礎を通じて適切に力が地盤に伝わるように、小屋組、床組、基礎その他の構造耐力上主要な部分の部材の種別、寸法、量及び間隔が設定されていること。

令第3章第1節から第3節まで（令第39条及び第48条を除く。）の規定に適合していること。

### 1 - 5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法

#### (1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等に適用する。

#### (2) 基本原則

##### イ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、長期応力に対する地盤の許容応力度又は長期応力に対する杭の許容支持力が、根拠が明らかな方法により、設定されていることとする。

#### (3) 評価基準

イ 長期応力に対する地盤の許容応力度が単位（ $\text{kN}/\text{m}^2$ ）により、又は長期応力に対する杭の許容支持力が単位（ $\text{kN}/\text{本}$ ）により、設定されていること。

ロ 地盤調査方法その他イの設定の根拠となった方法が明示されていること。

### 1 - 6 基礎の構造方法及び形式等

#### (1) 適用範囲

一戸建ての住宅及び共同住宅等に適用する。

#### (2) 基本原則

##### イ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、基礎の構造方法等の基礎に関する基本的な仕様が明示されていることとする。

#### (3) 評価基準

イ 直接基礎にあつては、構造方法（鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造等）及び形式（布基礎、べた基礎等）が明示されていること。

ロ 杭基礎にあつては、杭種（支持杭、摩擦杭等）、杭径（単位  $\text{cm}$ ）及び杭長（単位  $\text{m}$ ）

が明示されていること。